

国税局長又は税務署長に取り扱わせる国税庁長官の権限に属する事務を定める件の一部を改正する件

○国税庁告示第九号

国税局長又は税務署長に取り扱わせる国税庁長官の権限に属する事務を定める件（昭和二十六年国税庁告示第七号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和五年三月三十一日

国税庁長官 阪田 渉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第五十七条第一項の規定により国税局長又は税務署長に取り扱わせる国税庁長官の権限に属する事務は、次に掲げる事務とする。</p> <p>一 税理士若しくは税理士法人、税理士であつた者又は税理士法第五十四条の二第一項の税務相談を行つた者から報告を徴する事務</p> <p>二 当該職員をして税理士若しくは税理士法人、税理士であつた者又は税理士法第五十四条の二第一項の税務相談を行つた者に質問し、又はその業務に関する帳簿書類を検査させる事務</p> <p>〔三略〕</p>	<p>同上</p> <p>一 税理士若しくは税理士法人又は税理士であつた者から報告を徴する事務</p> <p>二 当該職員をして税理士若しくは税理士法人又は税理士であつた者に質問し、又はその業務に関する帳簿書類を検査させる事務</p> <p>〔同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。